

国民年金保険料の免除制度があります

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が「全額免除」「一部免除」または「猶予」される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料を納めないと、将来、老齢基礎年金を受けられなくなったり、減額されたり、万一のときに障害・遺族基礎年金が受けられない場合があります。保険料が納められない場合は、お早めに相談してください。

免除申請の所得基準 (表1)

免除の種類	所得基準
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族などの数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除額など
半額免除・学生納付特例	118万円 + 扶養親族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除額など
4分の1免除	158万円 + 扶養親族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除額など

■全額免除制度・一部免除制度

この制度には、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の4つがあります。本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると保険料の全額、または一部が免除されます(表1参照)。ただし、失業や天災で被災した場合は、所得額にかかわらず該当する特例があります。

なお、一部免除については、定められた保険料を2年以内に納付しないと未納期間となりますので必ず納付してください。



■若年者納付猶予制度

学生を除く30歳未満のかたで、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると保険料の納付が猶予されます。

■学生納付特例制度

学生であつても20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。収入が少なく納付が困難な学生は、本人の前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると、保険料の納付が猶予されます。

■免除・納付猶予の承認を受けると・・・

区分	保険料の納付額	老齢基礎年金を受けるとき	老齢・障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料の追納 (あとから納めること)
全額免除	全額免除	承認期間の1/2が年金額に反映(21年3月分までは1/3)	受給資格期間に算入されます。	免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間は10年以内であれば追納することができます。追納することにより老齢基礎年金額に算入されます。ただし、3年度目からは当時の保険料に加算額が上乗せされます。
4分の3免除	月額3,780円	承認期間の5/8が年金額に反映(21年3月分までは1/2)		
半額免除	月額7,550円	承認期間の6/8が年金額に反映(21年3月分までは2/3)		
4分の1免除	月額11,330円	承認期間の7/8が年金額に反映(21年3月分までは5/6)		
納付猶予・学生納付特例	全額猶予	承認期間の年金額への反映なし		

■申請の手続きについて

7月分から平成23年6月分までの保険料の免除申請受付は7月1日(木)から行っています。申請期限は平成23年7月末日までです。なお、平成21年7月分から22年6月分までの保険料の免除申請は、7月30日(金)まで受け付けします。お忘れのかたは申請してください。

また、4月分から平成23年3月分までの学生納付特例は平成23年4月末日までに申請してください。申請場所 国保年金課または十和田湖支所

- 申請に必要な物
 - ▼年金手帳または基礎年金番号の分かるもの(納付書など)
 - ▼認印(本人が署名する場合は不要)
 - ▼代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書(免許証・保険証など)
 - ▼学生納付特例の場合は、在学証明書または学生証(写し可)
 - ▼失業しているかたは、離職票または雇用保険受給資格者証
 - ▼転入したかたは、前年または前々年分の所得課税証明書
- 問い合わせ先 国保年金課年金係 (☎23 5111 内線244)

後期高齢者医療に加入の皆さんへ

■「後期高齢者医療被保険者証」の変更について

平成21年の所得状況などにより、8月1日から医療費の負担割合が変更となるかたは、新たな被保険者証が交付されます。該当するかたには、7月中旬に郵送でお知らせしますので、現在お使いの被保険者証と差し替えとなります。

■「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

認定証を医療機関の窓口提示することで、入院時の自己負担限度額と食事代が減額されます。(下記表参照)

▼交付を受けられるかた

次の①または②に該当するかたは、申請により認定証の交付を受けることができます。

①低所得区分Ⅰに該当するかた

世帯員全員が住民税非課税のかたで、世帯全員の各所得金額がすべて0円のかた(公的年金の場合80万円以下) および老齢福祉年金受給者

②低所得区分Ⅱに該当するかた

世帯員全員が住民税非課税のかた

申請に必要な物

- ・印鑑
- ・被保険者証
- 申請場所 国保年金課または十和田湖支所

▼すでに交付を受けているかた

現在お使いの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(土)までです。前年の所得状況などにより引き続き低所得区分Ⅰ・Ⅱと判定されたかたには、7月中旬に新しい認定証が郵送されますので、更新手続きは必要ありません。

■保険料の減免について

天災その他の特別な事情などで保険料の納付が困難になった場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合がありますので、お早めに相談してください。

問い合わせ先

- ▼青森県後期高齢者医療広域連合 (☎017-721-3821)
- ▼国保年金課長寿医療係 (☎23 5111 内線246)



高額療養費の自己負担限度額および食事療養標準負担額 (表)

適用区分	窓口での自己負担割合	自己負担限度額		入院時の1食当たりの食事代
		外来(個人単位/月)	外来+入院(世帯単位/月)	
①現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※1	260円
②一般		12,000円	44,400円	
③低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	210円 (過去1年の入院期間が90日以下の場合)
				160円 ※2 (過去1年の入院期間が90日を超える場合)
④低所得Ⅰ			15,000円	100円

※1 過去1年間の高額療養費の支給該当が4回目以降は44,400円となります。
 ※2 低所得Ⅱの減額認定証の交付を受けている期間内で90日を超える場合となり、申請手続きが必要です。

広告入り封筒の寄附 希望者を募集します

市民が住民票などの各種証明書を持ち帰るときに使用する、市民課備え付けの「封筒」を寄附してください。封筒の規格、デザインなどは市で指定しますが、余白部分に広告を掲載することができます。

■封筒の規格・枚数

角形6号 36000枚(年間使用見込み数)

■広告枠の位置

封筒下半分両面 縦10cm×横14cm

■申し込み方法

7月20日(火)までに寄附申込書を市民課へ提出
 ※申込書は、市民課窓口または市ホームページでダウンロードできます。
 ※詳細は市ホームページに掲載しています。

問い合わせ先

市民課 (☎23 5111 内線213)

